

## 「いじめ防止委員会」設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第5章第22条第1項に基づき、「いじめ防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

校長，教頭，総括事務長，主幹教諭，生徒指導主事，保健主事，各学年主任，特別支援教育コーディネーター

(業務内容)

第3条 委員会は，各分掌及び各学年等と連携の上，次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組み
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携等
- (8) その他いじめの防止に係ること

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか，委員会の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附則

この要項は，平成30年4月1日から施行する。